

## 補助対象者の要件

### 対象となる出荷団体

県内に生産又は出荷の拠点を有し、県産農林水産物を出荷する次に掲げる団体をいう。

- ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人
- イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
- ウ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会
- エ 農林漁業者等の組織する団体
- オ その他、知事が認める団体

### エ「農林漁業者等の組織する団体」とは

- (1) 農地法に規定する農業生産法人のうち、次の①又は②を満たすもの。
  - ① 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
  - ② 家計を別にする常時雇用者を3名以上雇用していること。
- (2) 共同出荷を目的とする法人のうち、家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が株主又は社員となっているもの。
- (3) 農林漁業を営む者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっているものを含む）のうち、次の①から⑤の全てを満たすもの。
  - ① 規約等に代表者、組織及び運営についての定めがあること。
  - ② 規約等に構成員が生産した農林水産物を共同出荷する事業についての定めがあること。
  - ③ 家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が構成員となっていること。
  - ④ 構成員のすべてが、直近1年間において確定申告を行っていること。
  - ⑤ 農林漁業従事者である構成員の3戸以上が、業種別に以下の要件を満たすこと。

#### 農業

- ・ 県内市町村において農地基本台帳に登録されている者。
- ・ 直近1年間における農産物の販売金額が50万円以上である者。

#### 漁業

- ・ 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船又は県内に補助対象品目に係る養殖施設を所有又は使用して事業を行っている者。
- ・ 直近1年間における漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上である者。

## 畜産業

- ・ 県内に補助対象品目に係る飼養施設を所有又は使用して事業を行っている者。
- ・ 直近1年間における確定申告において畜産物の販売金額が50万円以上である者。

## 林業

- ・ 県内に補助対象品目に係る生産施設を所有又は使用して事業を行っている者。
- ・ 直近1年間における確定申告において林産物および収穫物の販売金額が50万円以上である者。

### オ「知事が認める団体」とは

(1) 次の①から③のいずれか又はすべてで組織する団体

- ① 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条により許可を受けた卸売業者
- ② 同法第33条により許可を受けた仲卸業者
- ③ 沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年3月31日条例第1号）第27条により承認を受けた売買参加者

(2) 次の①から②のいずれか又はすべてで組織する団体。

- ① 卸売市場法第58条により許可を受けた卸売業者
- ② 沖縄県卸売市場条例（昭和48年1月5日条例第8号）第10条により承認を受けた買受人で組織する団体。

### 全ての補助対象事業者の要件

補助対象事業者は、次の全てを満たさなければならない。

- (1) 補助対象事業者名義の口座を保有していること。
- (2) 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- (5) その他、事業実施上の問題がないこと。